

第8節 子育てに関するアンケート調査結果

1 調査目的

本計画策定にあたり、必要な情報を得るため、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、当市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的とした調査を実施しました。

2 調査・集計

①調査票「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童用）」	
調査対象者	平成30年12月1日現在、一関市に在住の就学前児童を持つ保護者
調査票配布数	1,500人
調査期間	平成31年1月7日～平成31年2月6日
調査方法	郵送により調査票を配布・回収しました。
②調査票「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（小学生用）」	
調査対象者	平成30年12月1日現在、一関市に在住の小学生を持つ保護者
調査票配布数	1,000人
調査期間	平成31年1月7日～平成31年2月6日
調査方法	郵送により調査票を配布・回収しました。

3 調査項目

①調査票「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童用）」	
1	お住まいの地域（小学校区）について
2	子どもと家族の状況について
3	子どもの育ちをめぐる環境について
4	保護者の就労状況について
5	平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
6	土曜・休日や長期休業中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望について
7	地域の子育て支援事業の利用状況について
8	子どもの病気の際の対応について（平日の定期的な教育・保育事業の利用者のみ）
9	不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
10	放課後の過ごし方の希望について（子どもが5歳以上の方）
11	育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

②調査票「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（小学生用）」

1	お住まいの地域（小学校区）について
2	子どもと家族の状況について
3	子どもの育ちをめぐる環境について
4	保護者の就労状況について
5	放課後の過ごし方の希望について
6	放課後児童クラブの現在の利用状況について
7	今後の放課後児童クラブの利用希望について
8	子どもの病気の際の対応について
9	不定期の保育サービスの利用について
10	育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

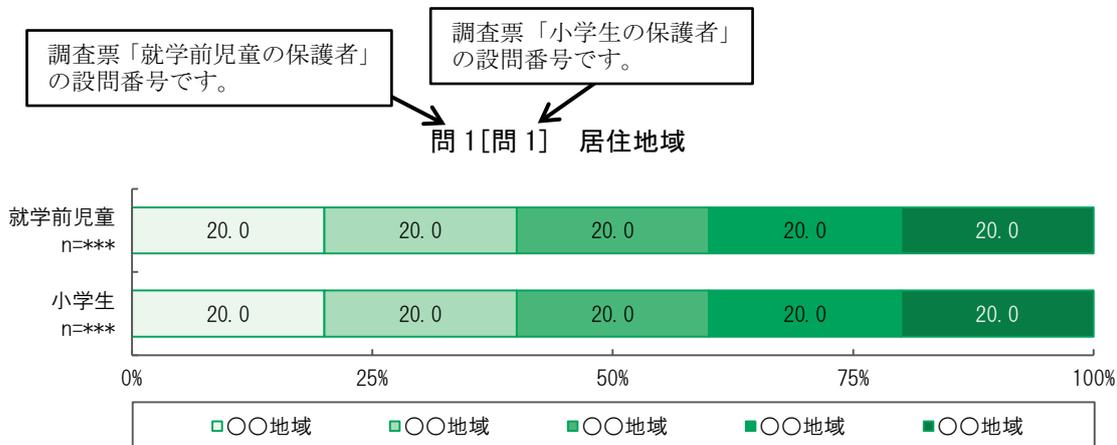
4 回収結果

調査対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	1,500	932	62.1
小学生の保護者	1,000	610	61.0

5 グラフの見方

調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。また、複数回答が可能な設問では、各項目の割合の合計が100%を超える場合があります。

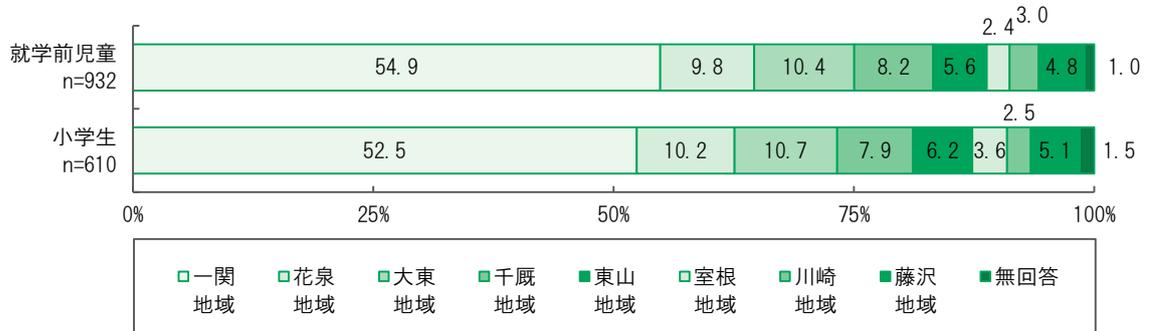
なお、基数となる実数は「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。



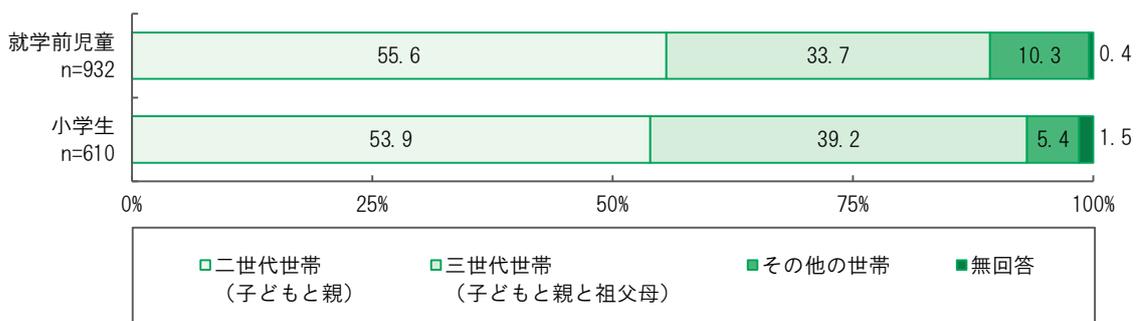
6 調査の結果概要

(1) 家庭の状況

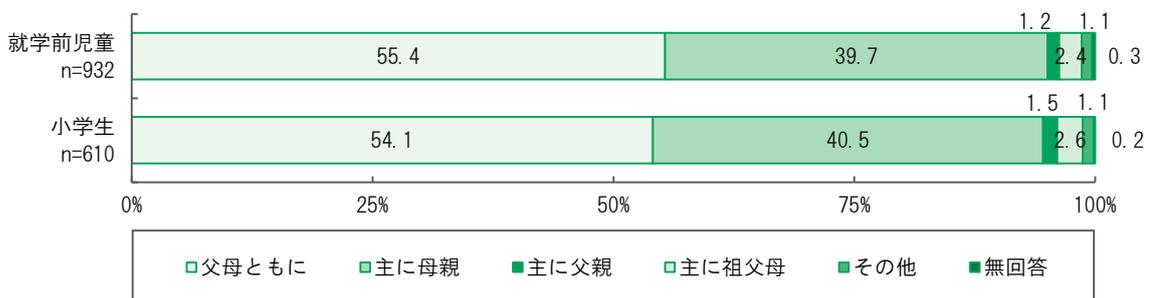
問1[問1] 居住地域



問4(2)[問4(2)] 家族構成



問6[問6] 主な保育者の状況

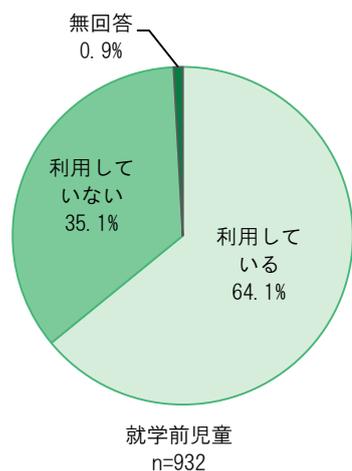


(2) 子ども・子育て支援

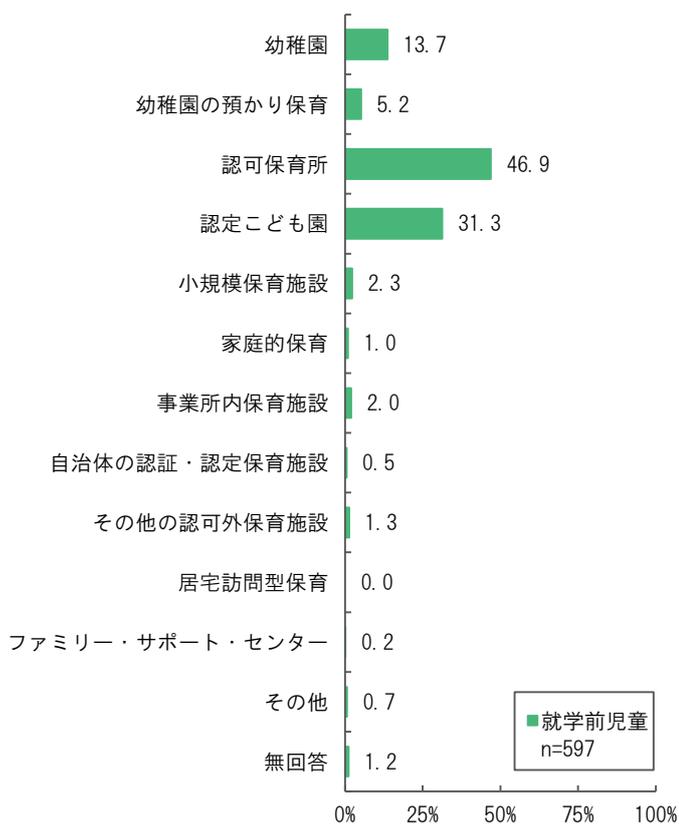
定期的な教育・保育事業を「利用している」方は64.1%となっています。

利用中の事業をみると、「認可保育所」は46.9%、「認定こども園」は31.3%、「幼稚園」は13.7%となっています。

問 14 定期的な教育・保育事業の利用状況

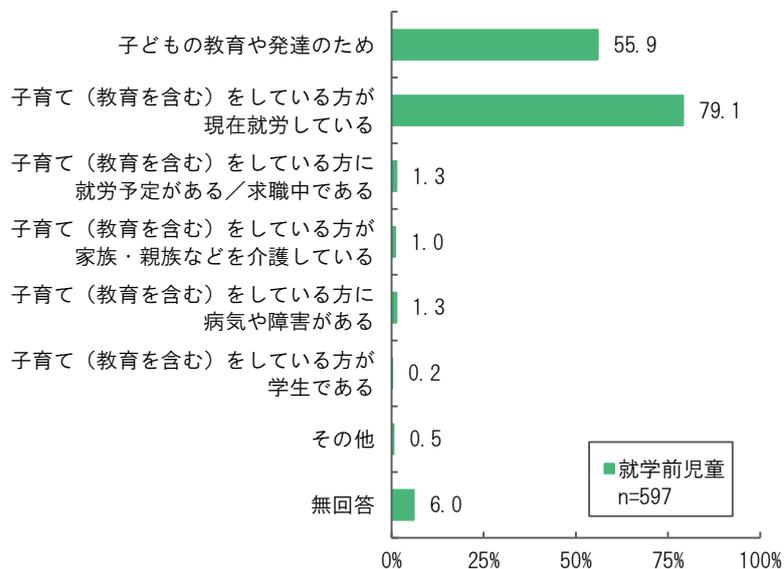


問 14-1 利用している定期的な教育・保育事業



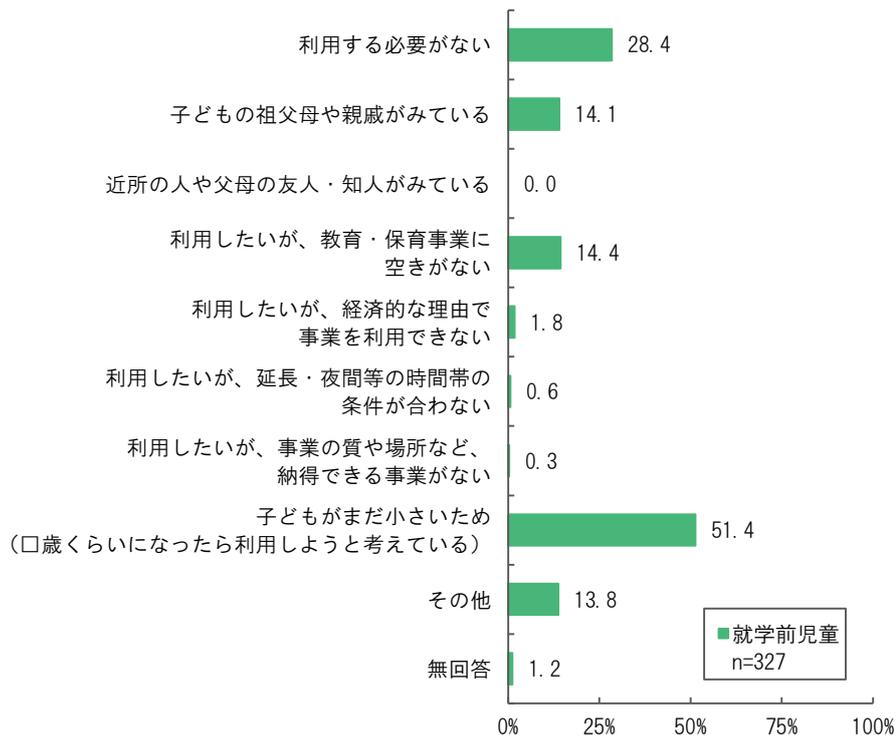
教育・保育事業を利用している理由は、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」（79.1%）が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」（55.9%）となっています。

問 14-4 平日に教育・保育事業を利用している理由



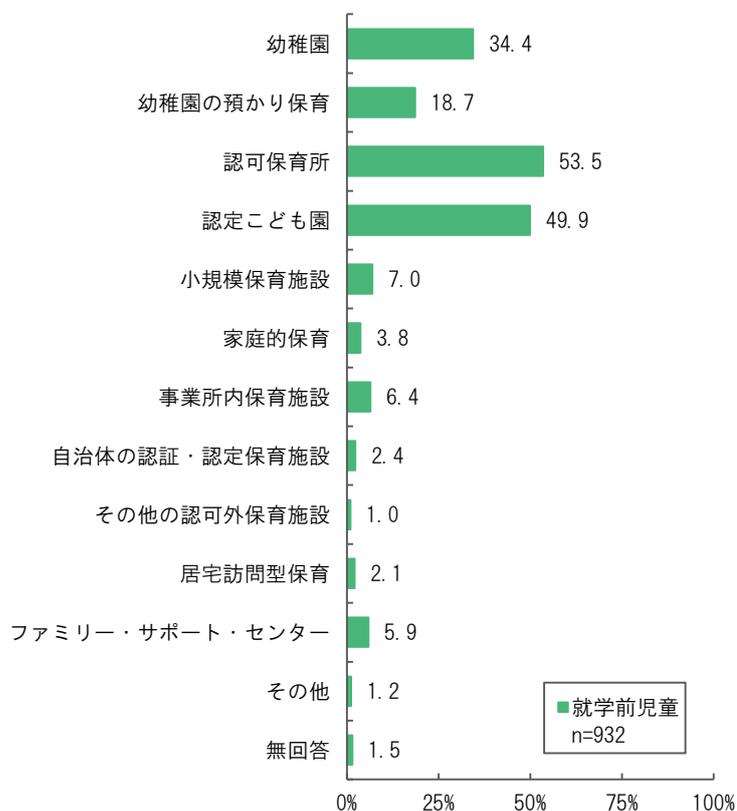
教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」（51.4%）が最も高く、次いで「利用する必要がない」（28.4%）、「利用したいが、教育・保育事業に空きがない」（14.4%）となっています。

問 14-5 教育・保育事業を利用していない理由



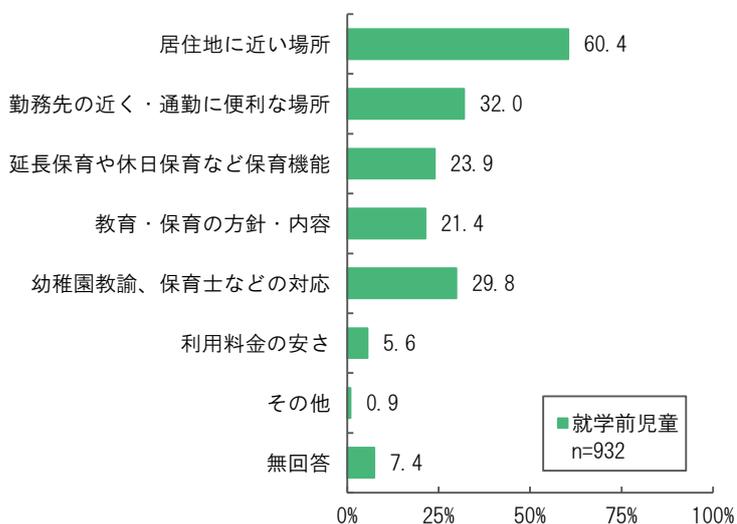
利用を希望する定期的な教育・保育事業は、「認可保育所」(53.5%)が最も高く、次いで「認定こども園」(49.9%)、「幼稚園」(34.4%)、「幼稚園の預かり保育」(18.7%)となり、それ以外は1割未満となっています。

問 15 希望する定期的な教育・保育事業



幼児教育・保育事業の選択時に重視することは、「居住地に近い場所」(60.4%)が最も高く、次いで「勤務先の近く・通勤に便利な場所」(32.0%)、「幼稚園教諭、保育士などの対応」(29.8%)となっています。

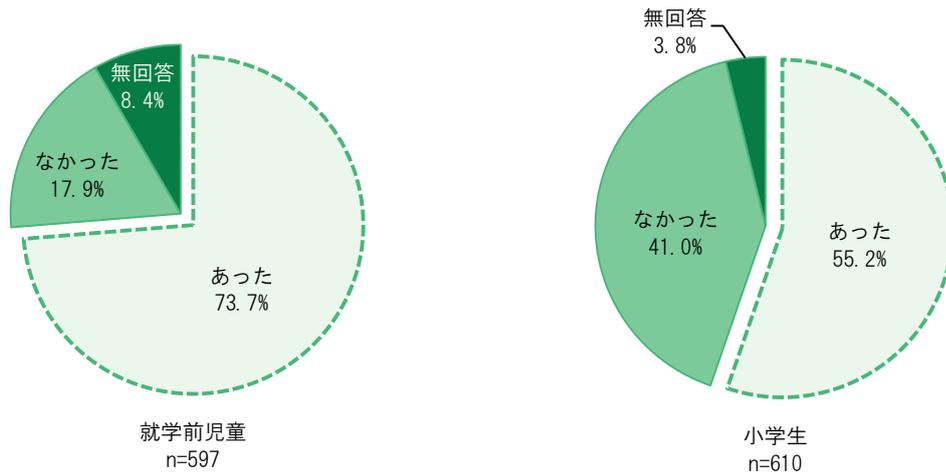
問 15-3 幼児教室・保育事業の選択時に重視すること



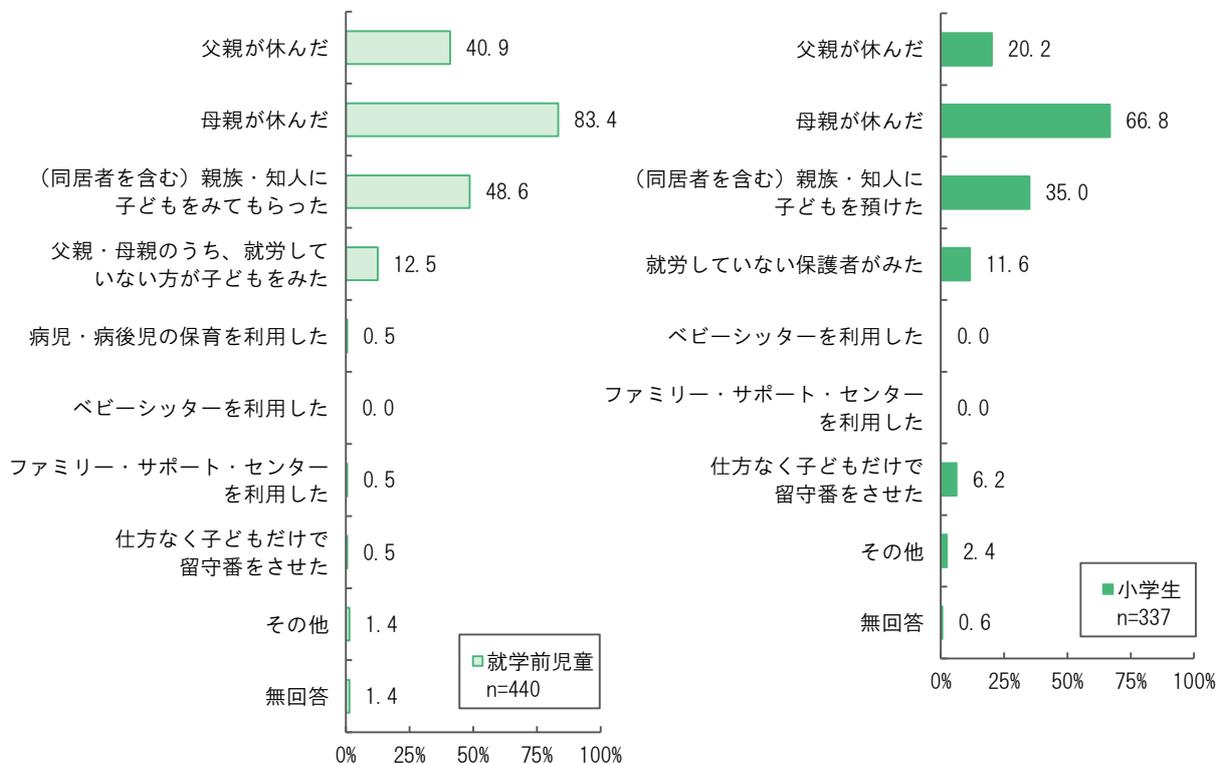
子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」就学前児童は73.7%、学校を休んだことが「あった」小学生は55.2%となっています。

その際の対処方法をみると、就学前児童・小学生ともに「母親が休んだ」(83.4%・66.8%)が最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった・預けた」(48.6%・35.0%)、「父親が休んだ」(40.9%・20.2%)となっています。

問 21[問 15] 病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった、学校を休んだことの有無

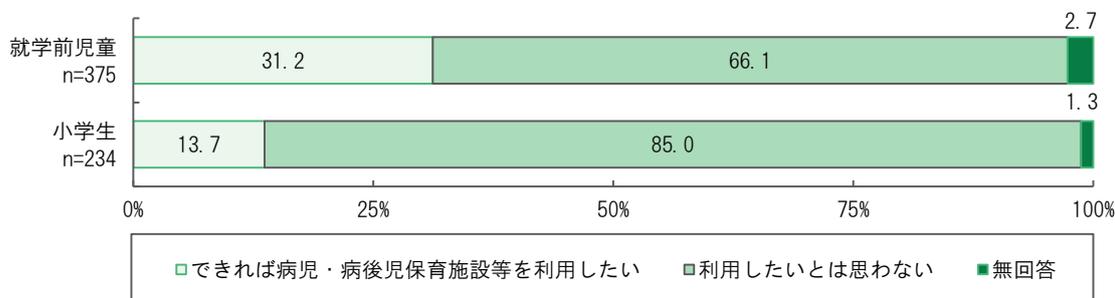


問 21-1[問 15-1] この1年間の対処方法



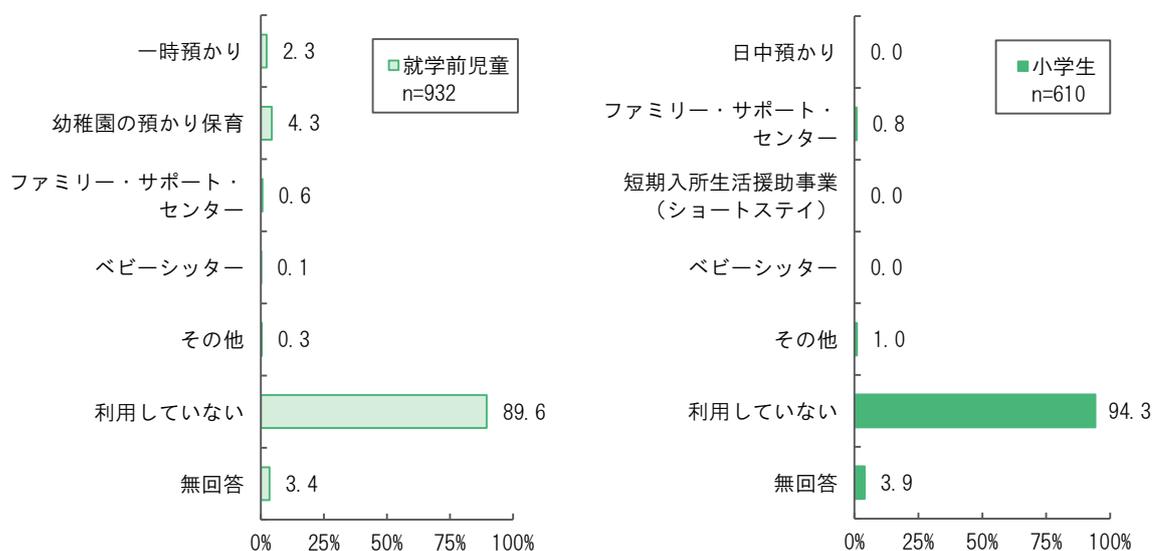
父親・母親が休んで対処した方のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した保護者は、就学前児童で31.2%、小学生で13.7%となっています。

問 21-2[問 15-2] 父親・母親が休んで対処した方の病児・病後児保育施設の利用意向



不定期の教育・保育事業または保育サービスの利用状況をみると、就学前児童は「幼稚園の預かり保育」(4.3%)、「一時預かり」(2.3%)等、小学生は「ファミリー・サポート・センター」(0.8%)でわずかに利用がある程度で、就学前児童・小学生ともに9割前後が「利用していない」と回答しています。

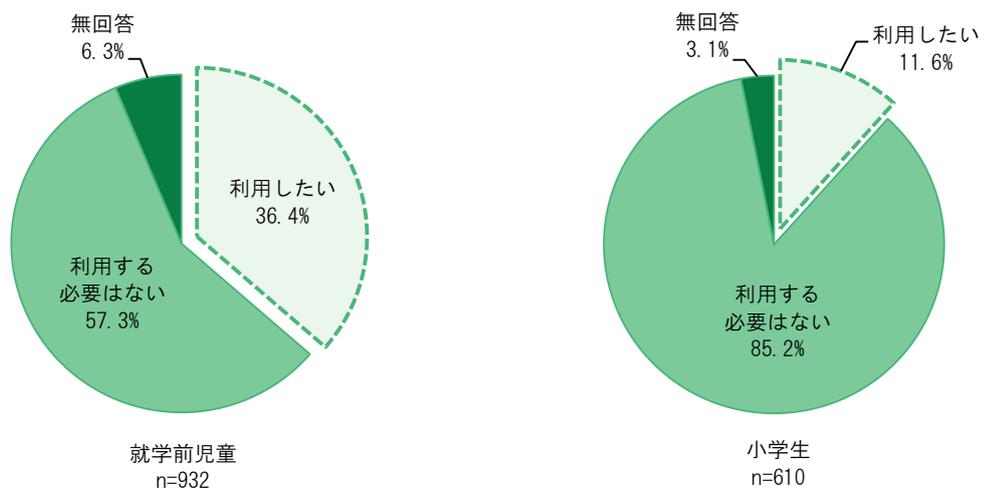
問 22[問 16] 不定期に利用している教育・保育事業



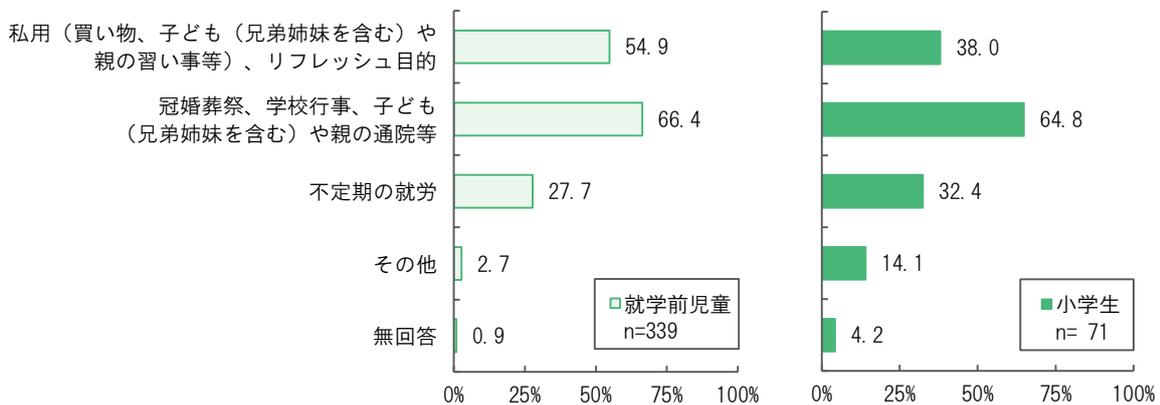
不定期の教育・保育事業または保育サービスの利用意向をみると、「利用したい」は就学前児童で36.4%、小学生で11.6%となっています。

利用を希望する目的は、就学前児童・小学生ともに「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」（66.4%・64.8%）が最も高く、次いで「私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」（54.9%・38.0%）となっています。

問 23[問 17] 不定期の教育・保育事業または保育サービスの利用意向



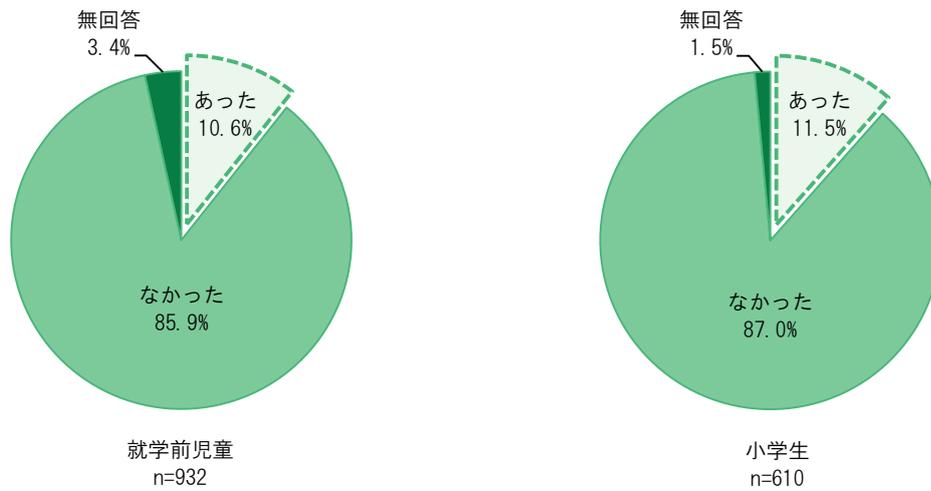
問 23-1[問 17.1] 不定期の教育・保育事業または保育サービスの利用目的



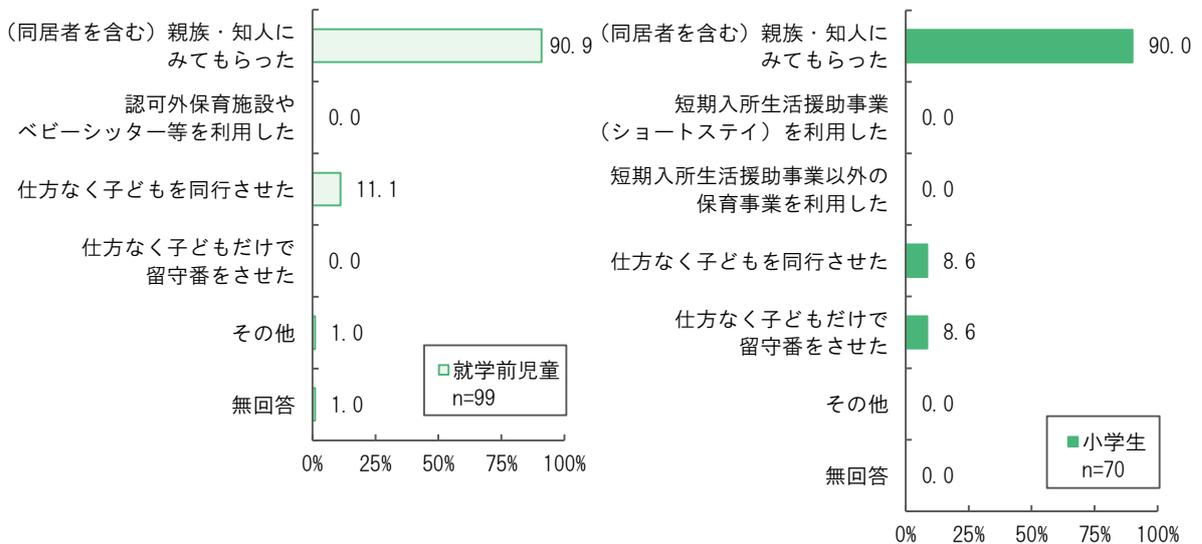
この1年間に子どもを泊りがけで家族以外に預けた経験をみると、「あった」は就学前児童で10.6%、小学生で11.5%となっています。

その際の対処方法をみると、就学前児童・小学生ともに「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」(90.9%・90.0%)で約9割となっています。また、就学前児童・小学生ともに「仕方なく子どもを同行させた」(11.1%・8.6%)となっているほか、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が小学生では8.6%となっています。

問 24[問 18] 子どもを泊りがけで家族以外に預けたことの有無



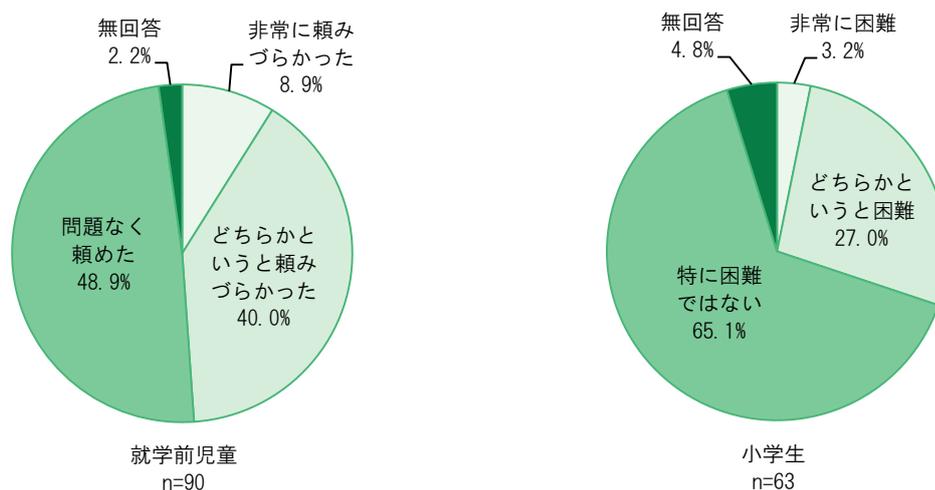
問 24-1[問 18.1] その際のこの1年間の対処方法



親族・知人にみてもらうことについて、就学前児童は「非常に頼みづらかった」「どちらかというと頼みづらかった」を合わせると、48.9%が頼みづらいと感じています。

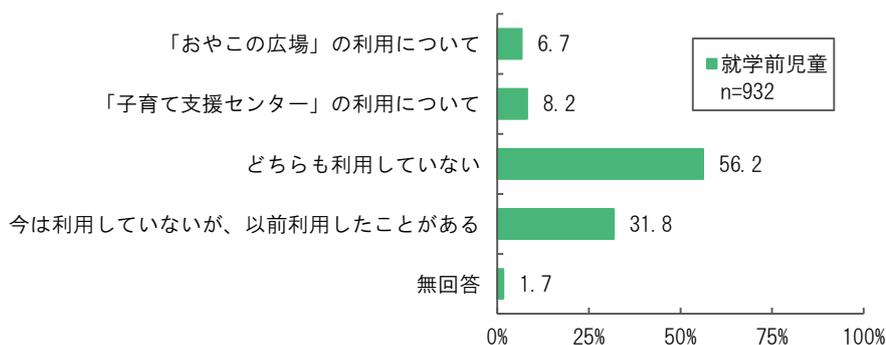
小学生は「非常に困難」「どちらかというと困難」を合わせると、30.2%が困難であると感じています。

問 24-2[問 18-1] 親族・知人にみてもらう場合の困難度



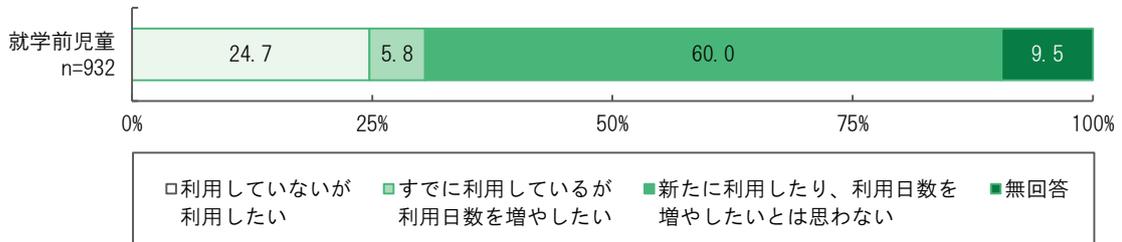
地域子育て支援拠点事業の利用状況をみると、「子育て支援センター」利用者は8.2%、「おやこの広場」利用者は6.7%となっています。

問 18 地域子育て支援拠点事業の利用状況



地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、「利用していないが利用したい」は24.7%、「すでに利用しているが利用日数を増やしたい」は5.8%となっています。

問 19 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

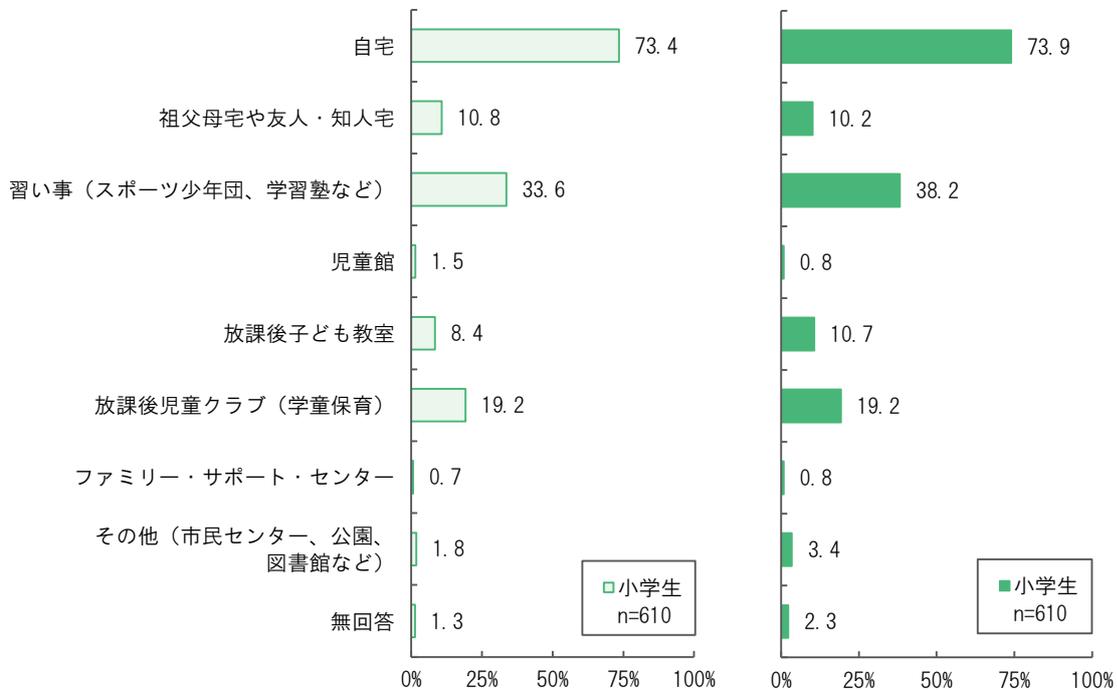


小学生が放課後過ごしている場所は、「自宅」(73.4%)が最も高く、次いで「習い事(スポーツ少年団、学習塾など)」(33.6%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(19.2%)となっています。

また、過ごさせたい場所でも「自宅」(73.9%)が最も高く、次いで「習い事(スポーツ少年団、学習塾など)」(38.2%)となり、「放課後児童クラブ(学童保育)」は19.2%となっています。

[問 11] 放課後過ごしている場所

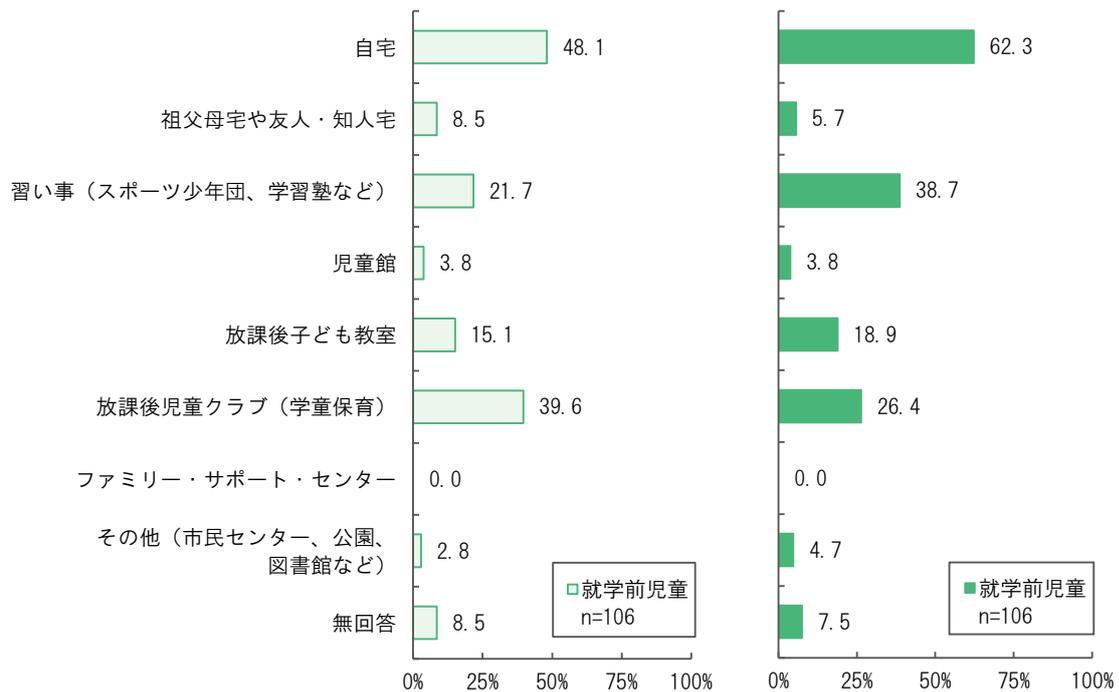
[問 12] 放課後過ごさせたい場所



小学校入学後、低学年で放課後過ごさせたい場所は、「自宅」(48.1%)が最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」(39.6%)、「習い事(スポーツ少年団、学習塾など)」(21.7%)となっています。高学年では「自宅」(62.3%)が最も高く、次いで「習い事(スポーツ少年団、学習塾など)」(38.7%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(26.4%)となっています。

問25 放課後過ごさせたい場所
(小学校低学年)

問26 放課後過ごさせたい場所
(小学校高学年)

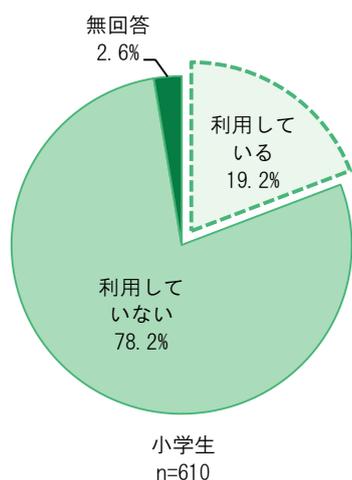


※「小学校低学年」は1～3年生、「小学校高学年」は4～6年生です。

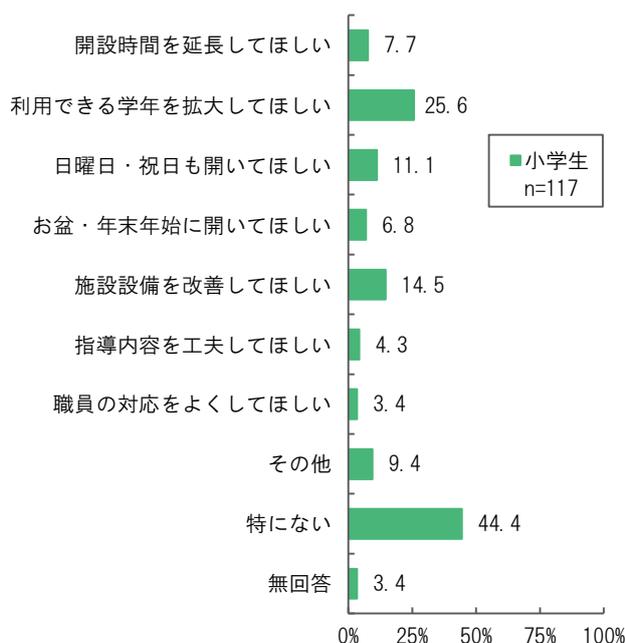
放課後児童クラブを「利用している」小学生は19.2%となっています。

放課後児童クラブへの要望をみると、「特にない」(44.4%)が最も高く、次いで「利用できる学年を拡大してほしい」(25.6%)、「施設設備を改善してほしい」(14.5%)となっています。

【問 13】 放課後児童クラブの利用状況

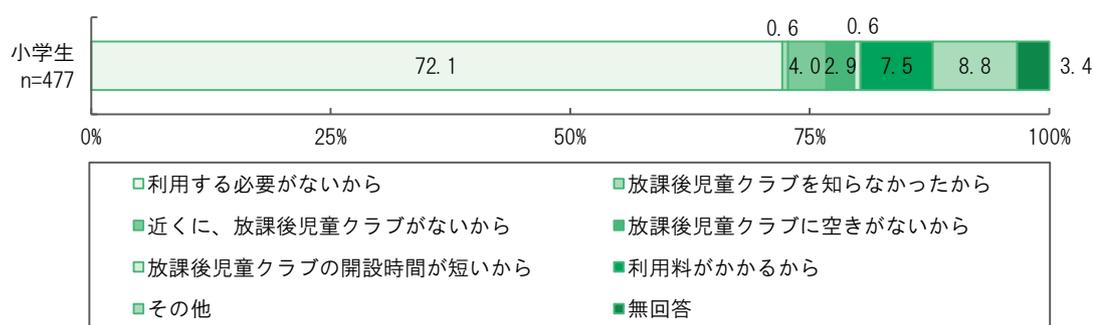


【問 13-2】 放課後児童クラブへの要望



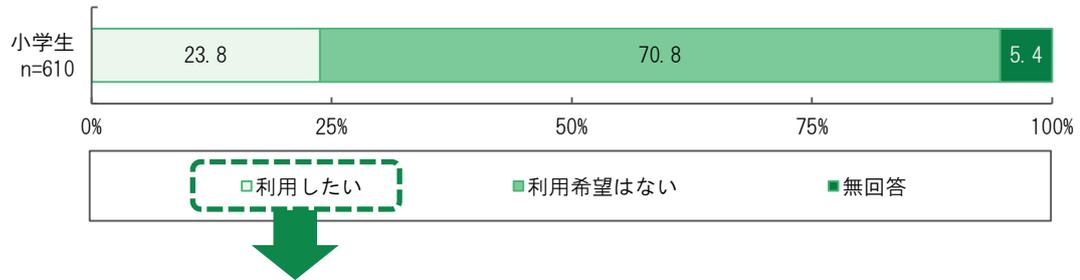
放課後児童クラブを利用していない理由は「利用する必要がないから」(72.1%)が7割以上を占め、次いで「利用料がかかるから」(7.5%)となっています。

【問 13-3】 放課後児童クラブを利用していない理由

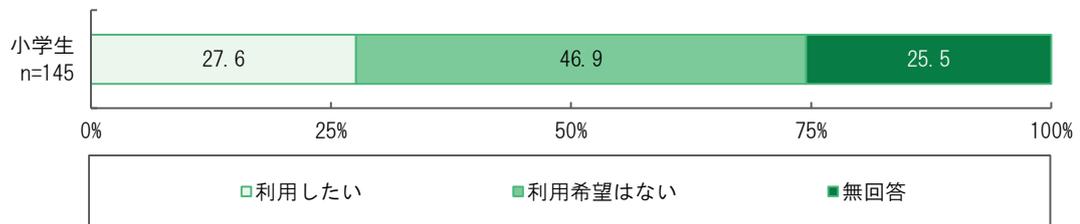


今後の放課後児童クラブの利用意向は、「利用したい」が23.8%となっており、そのうち27.6%が土曜日の利用を希望しています。

[問 14] 今後の放課後児童クラブの利用意向



[問 14-1] 土曜日の放課後児童クラブの利用意向

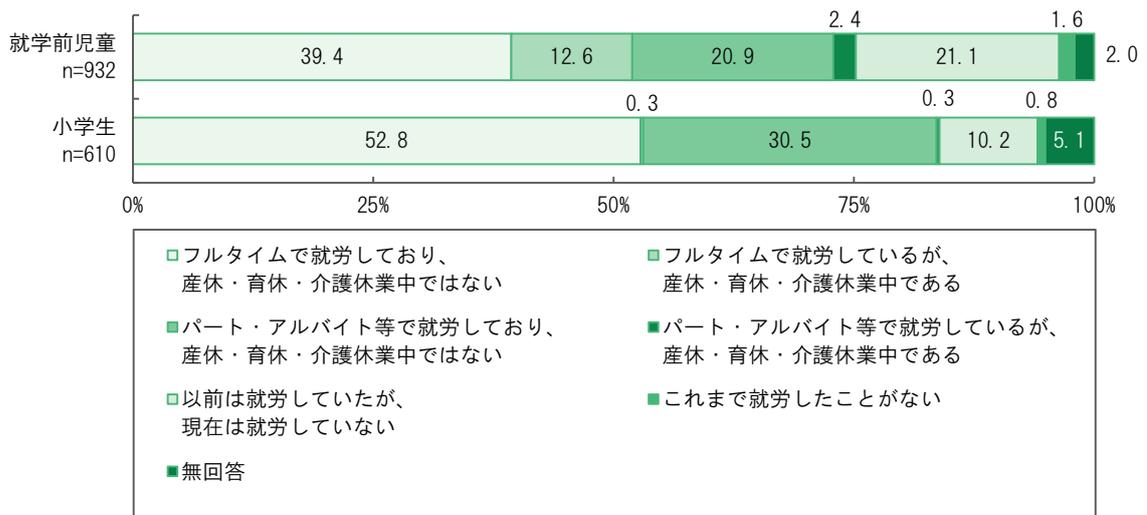


(3) 職業生活と家庭生活との両立

母親の就労状況をみると、就学前児童・小学生ともに「フルタイムで就労している」(52.0%・53.1%)が最も高くなっています。

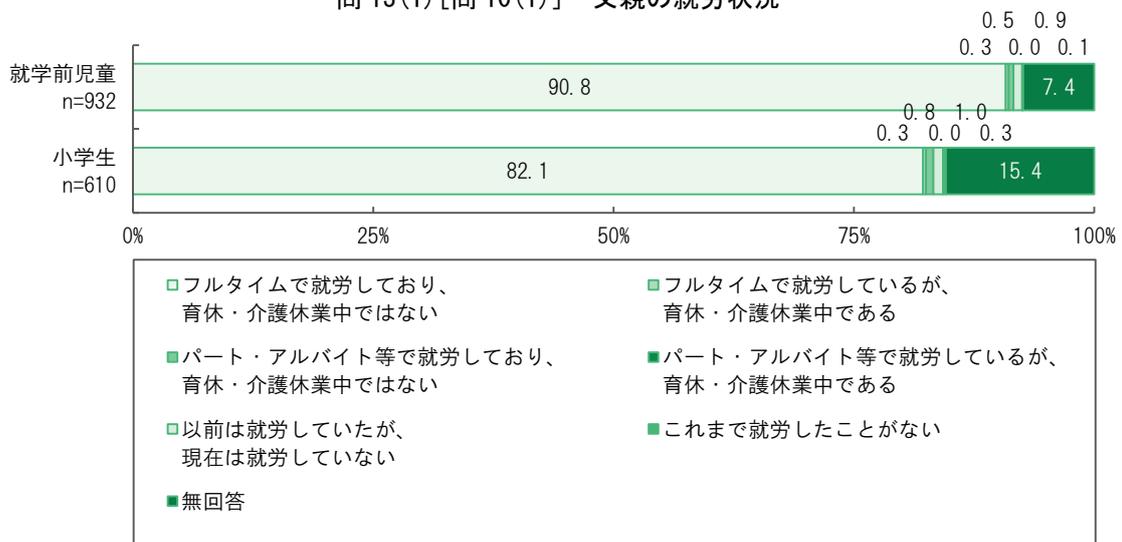
「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせると、就労している母親は、就学前児童で75.3%、小学生で83.9%となり、小学生が就学前児童を8.6%上回っています。

問 12(1) [問 9(1)] 母親の就労状況



父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」と回答した方を合わせると、就学前児童は91.6%、小学生で83.2%となり、就学前児童が小学生を8.4%上回っています。

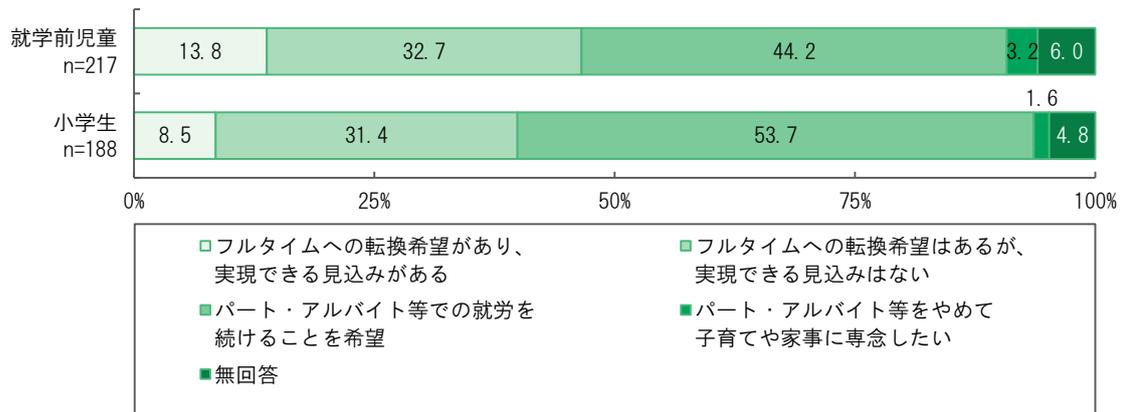
問 13(1) [問 10(1)] 父親の就労状況



現在、フルタイム以外での就労をしており、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」を合わせると、フルタイムへの転換希望がある母親は、就学前児童で46.5%、小学生で39.9%となり、就学前児童が小学生を6.6%上回っています。

また、「パート・アルバイト等での就労を続けることを希望」する母親は、就学前児童で44.2%、小学生で53.7%となり、小学生が就学前児童を9.5%上回っています。

問 12(1)-3[問 9(1)-3] 母親のパートタイムからフルタイムへの転換意向

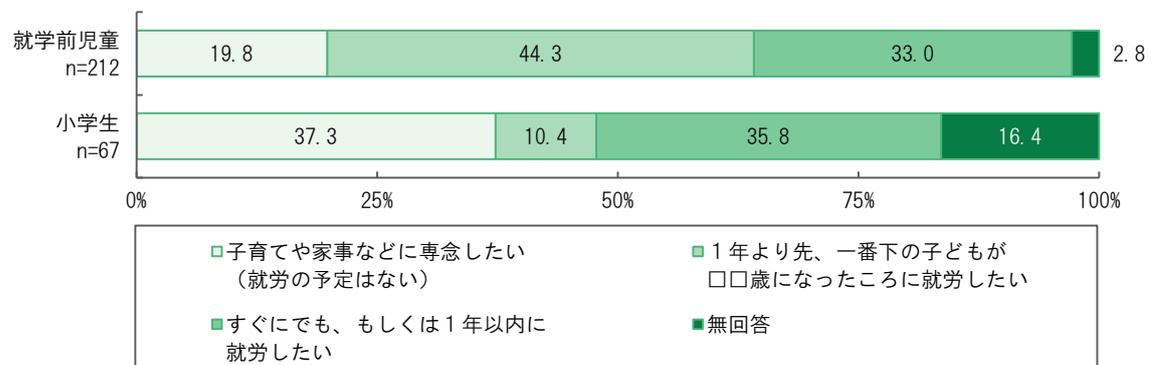


現在就労していない母親の今後の就労意向をみると、就学前児童では「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」(44.3%)が最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(33.0%)となっています。

小学生では「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(37.3%)と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(35.8%)が同程度となっています。

「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると、就労希望のある母親は、就学前児童で77.3%、小学生で46.2%となり、就学前児童が小学生を31.1%上回っています。

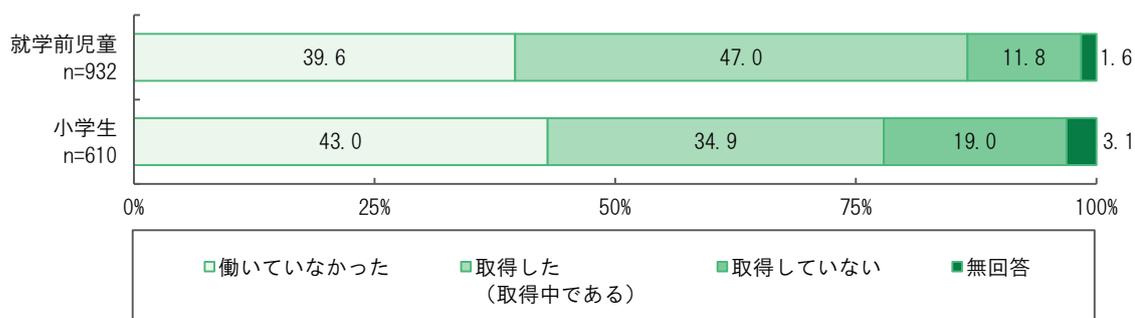
問 12(1)-4[問 9(1)-4] 就労していない母親の今後の就労希望



母親の育児休業制度の利用状況をみると、就学前児童は「取得した（取得中である）」が47.0%で最も高く、次いで「働いていなかった」（39.6%）となっています。

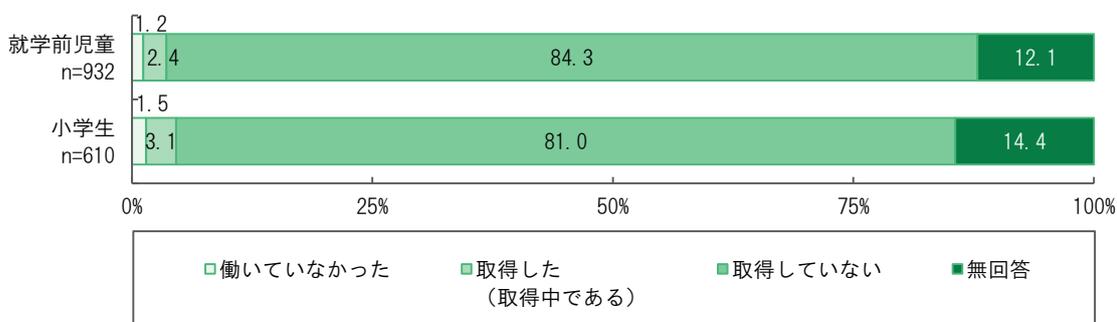
小学生では「働いていなかった」が43.0%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」（34.9%）となっています。

問 29(1) [問 19(1)] 母親の育児休業制度の利用状況



父親の育児休業制度の利用状況をみると、就学前児童・小学生ともに「取得していない」（84.3%・81.0%）が8割を超えています。また、「取得した（取得中である）」父親は、就学前児童で2.4%、小学生で3.1%となっています。

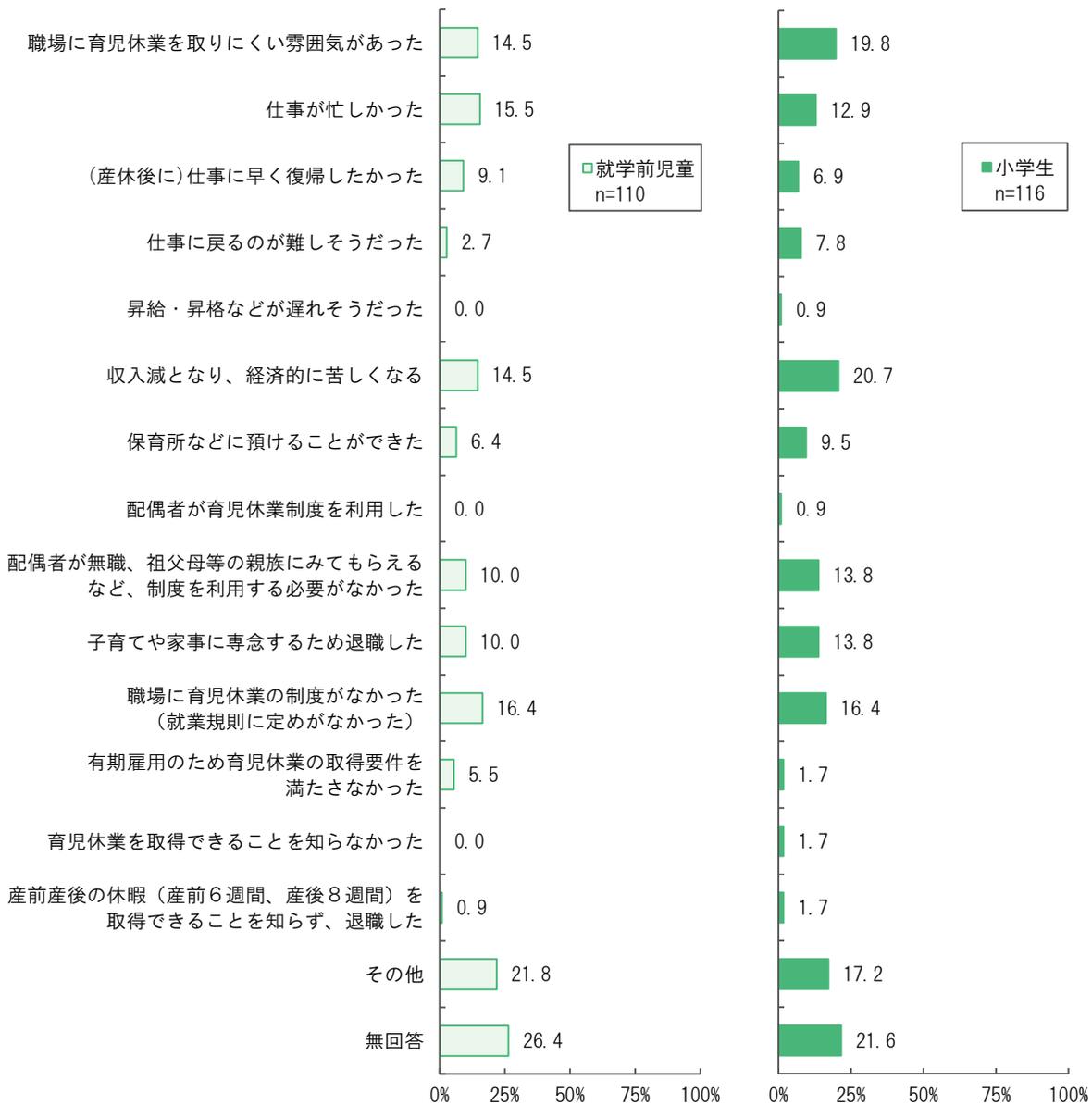
問 29(2) [問 19(2)] 父親の育児休業制度の利用状況



母親が育児休業を取得していない理由は、就学前児童では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（16.4%）が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」（15.5%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」（各14.5%）となっています。

小学生では「収入減となり、経済的に苦しくなる」（20.7%）が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（19.8%）、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（16.4%）となっています。

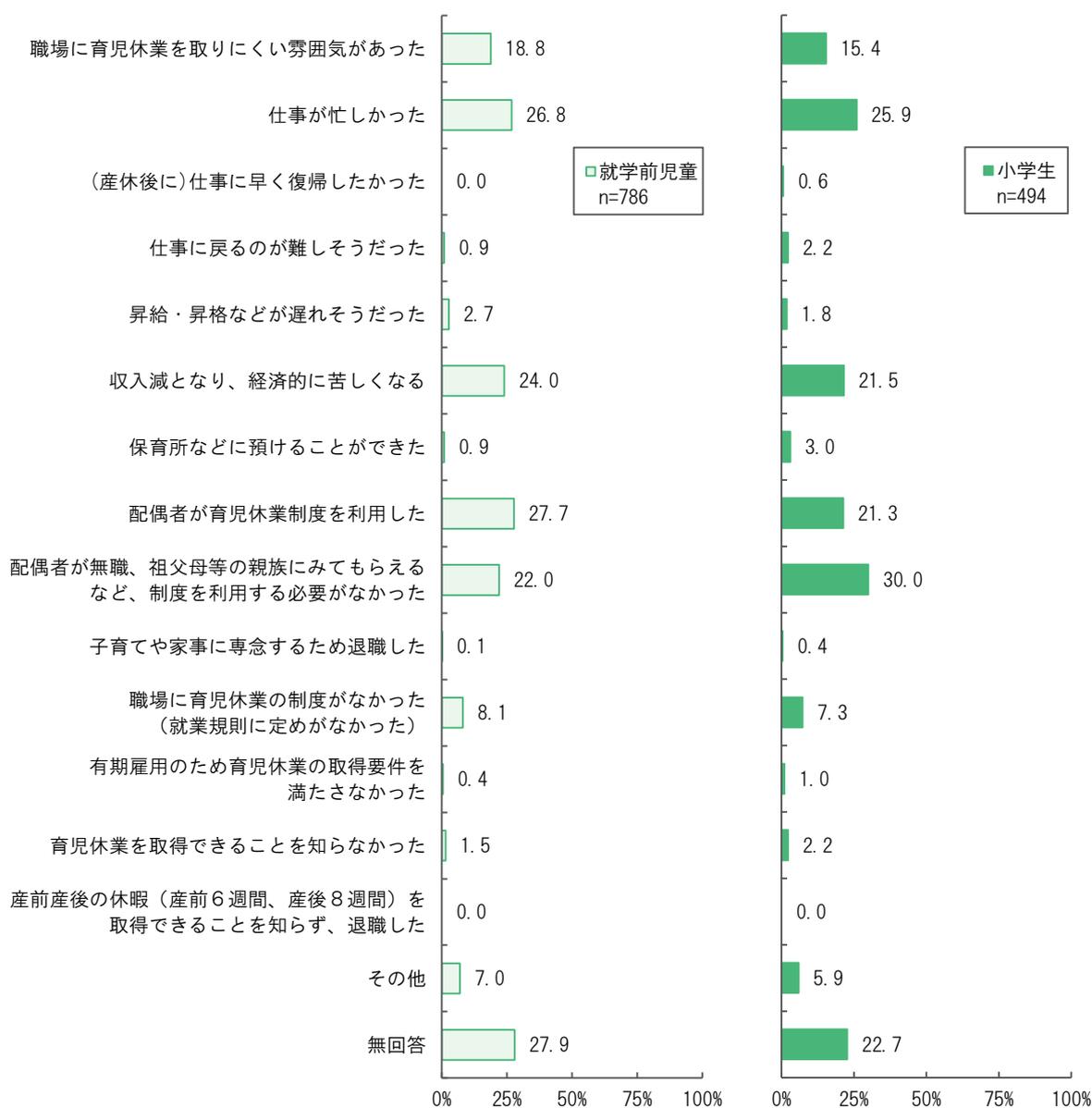
問 29(1).3[問 19(1).3] 母親が育児休業を取得していない理由



父親が育児休業を取得していない理由は、就学前児童では「配偶者が育児休業制度を利用した」(27.7%)が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」(26.8%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(24.0%)となっています。

小学生では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(30.0%)が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」(25.9%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(21.5%)となっています。

問 29(2).3[問 19(2).3] 父親が育児休業を取得していない理由



第9節 現行施策・事業の評価等

第一期計画は、4つの節と15施策48事業により構成され、その結果として目標達成できた31事業（64.6%）、推進できた14事業（29.2%）、実施中の2事業（4.2%）、見直しが必要1事業（2.1%）という進捗評価となりました。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中	見直しが必要
計画全体	48	31	14	2	1
第1節 子ども・子育て支援事業の充実	29	19	8	1	1
実施施策1. 教育・保育の区分設定	—	—	—	—	—
実施施策2. 教育・保育施設、地域型保育事業の確保策	1	1	0	0	0
実施施策3. 教育・保育施設の確保の方策の今後の方向性	3	2	1	0	0
実施施策4. 地域型保育事業の充実	2	2	0	0	0
実施施策5. 地域子ども・子育て支援事業の充実	14	7	6	0	1
実施施策6. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供	5	4	1	0	0
実施施策7. 放課後児童対策の充実	4	3	0	1	0
第2節 子育てを支える仕組みづくり	5	3	2	0	0
実施施策1. 相談支援の充実	2	2	0	0	0
実施施策2. 経済的負担の軽減	1	1	0	0	0
実施施策3. 地域で支える仕組みづくり	2	0	2	0	0
第3節 職業生活と家庭生活との両立の推進	5	3	1	1	0
実施施策1. 多様な就労の実現	3	1	1	1	0
実施施策2. 仕事と子育ての両立の推進	2	2	0	0	0
第4節 要保護児童への対応と取り組みの推進	9	6	3	0	0
実施施策1. 児童虐待防止等の充実	4	3	1	0	0
実施施策2. ひとり親家庭等の自立支援の推進	2	2	0	0	0
実施施策3. 障がい児施策の充実	3	1	2	0	0

【評価の内訳】

第1節 子ども・子育て支援事業の充実

<評価分類> おおむね目標を達成できた=A ある程度推進できた=B 実施できた=C 実施したが見直しが必要=D 未実施=E

主要な取組	取組内容	評価	実績に対する評価
実施策1. 教育・保育の区分設定			
実施策2. 教育・保育施設、地域型保育事業の確保策			
教育・保育施設、地域型保育事業の確保策	教育・保育の量の見込み、量の見込みの確保の方策	A	ニーズ調査結果等に基づき算出した量の見込みの設定に対し確保策に取り組んだ。H29から待機児童ゼロを達成した。目標：4282人、実績：4,277人 しかしながら、年度途中には待機児童の発生していることから、次期計画では、年度途中の待機児童対策を進めていくことが必要。
	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に対し、市が地域型保育給付を支給。		H27.4月小規模保育事業B型2園、H28.4家庭的保育事業1園、H29.4月小規模保育事業A型2園、家庭的保育事業2園、H30.4月家庭的保育事業3園の新規開設を支援した。
	市が運営する、へき地保育所及び児童館について、確保の方策に加える。		確保策に加えた（地域の児童の減少に伴い需要が減った。）
	新制度に移行しない私立幼稚園について、確保の方策に加える。		確保策に加えた（令和2年度から全ての園で新制度に移行することになった。）
実施策3. 教育・保育施設の確保の方策の今後の方向性			
定員見直し、保育サービスの拡充	少子化の進行や教育・保育ニーズに的確に対応するための定員見直し、保育サービスの拡充に努める。	A	教育・保育ニーズに対応して定員の見直し、保育サービスの拡充を図った。
教育・保育施設の再編検討 幼稚園・保育所のこども園への移行推進	定員割れが恒常化する地域の教育・保育の再編を検討するとともに、幼稚園・保育所のこども園への移行を推進。	A	教育・保育施設等の再編を検討し、認定こども園化への移行を推進した。認定子ども園数：H27年度7園→R元年度13園
保育士バンク事業の創設	保育士バンク事業を創設し、保育士の確保に努める。	B	保育士の人材確保対策の取組として、平成27年9月一関市保育士等人材バンク設置要綱を制定。平成28年9月に研修等に要する費用を補助するため、一関市保育士等人材バンク研修費補助金交付要綱を制定。求人情報や研修会などの情報提供を随時行っている。登録者から保育園等への就労につなぐことができた。
実施策4. 地域型保育事業の充実			
新規参入事業者支援	客観的な認可基準を設定。事業の周知に努め、参入を計画する新たな事業者を支援。	A	H27.4月小規模保育事業B型2園、H28.4家庭的保育事業1園、H29.4月小規模保育事業A型2園、家庭的保育事業2園、H30.4月家庭的保育事業3園を開設し、保育サービスの質を確保した。
保育サービスの質の確保、保育の場の確保	地域の様々な状況に合わせた事業展開により、保育の場の確保に努める。	A	
実施策5. 地域子ども・子育て支援事業の充実			
利用者支援事業	一関・花泉地区、旧東磐井地区に利用者支援専門員を配置し、情報提供体制を整備。	A	利用者支援事業の母子保健型となる子育て世代包括支援センターを設置し、本庁と各支所が連携しながら実施する体制を整備し、情報提供その他利用者支援を行った。目標：8か所、実績：8か所
地域子育て支援拠点事業	・おやこひろば事業（一関地区）のPR活動、利便性の向上。 ・ひろば型子育て支援事業（旧東磐井地区）の実施。	B	一関地区で実施しているおやこ広場事業に加え、平成27年4月に新一関保健センター内に子育て支援センターができ、ふれあいひろばをはじめ、花泉、大東、東山、室根、藤沢でも事業を展開し、子育て親子が気軽に集える場の提供をしている。 H27.11 おやこ広場でつてを千厩保健センター2階で開設し、以降、東地区の親子を中心に利用いただいている。目標：2,100人、実績：1,700人
妊婦健康診査	・岩手県医師会、契約医療機関と連携し実施。 ・契約未締結の医療機関との契約、契約非締結の医療機関受診者への償還払いにより、全医療機関で受診可能とし、経済的負担軽減に努める。	B	受診率は、妊娠中のトラブルによる入院や予定日前の出産によりの90%を割っているものの、年々微増している。目標：8,500件、実績6,590件 契約未締結の場合は速やかに契約を行い、また、非締結の場合は受診者に償還払いについて説明を行った。
乳児家庭全戸訪問事業	・保健師、助産師による全戸訪問継続。 ・支援が必要な家庭に対し、療育支援訪問事業につなげるなどの支援に努める。	A	・入院等特別な事情がない全ての乳児について訪問を実施した。目標：632件、実績582件 ・訪問時に養育環境等を把握し、必要に応じ関係機関につなげた。
養育支援訪問事業その他の要支援児童重要保護児童の支援に資する事業	支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携し支援内容の充実に努める。	A	支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携し支援内容の充実に努めた。目標：270回、実績293回
子育て短期支援事業	保護者が疾病及び仕事等の事由により家庭で養育が困難となった児童を施設において一時的に養育する。 施設側との連絡調整の維持。	A	保護者が疾病及び仕事等の事由により家庭で養育が困難となった児童を施設において一時的に養育した。目標値：72人、実績：39人（目標値は、不測の事態に備えた予備の数値を含む） 施設側との連絡調整を密に行った。

主要な取組	取組内容	評価	実績に対する評価
ファミリー・サポート・センター事業	事業の周知に努め、会員数の増加を図る。	B	事業を社会福祉法人一関社会福祉協議会に委託して実施した。社会福祉協議会では、平成29年度から事務局員を増員し、事業のPR活動を行っており、会員数も増加した。目標2,400人、実績954人
	旧東磐井地区へ拠点の設置を検討。		旧東磐井地区への拠点の設置を検討したが、設置には至らなかった。
	産後の切れ目のないサポートを促進するために、産後サポーター事業利用後も継続利用ができるよう協力会員の研修等を充実する。		ファミリーサポートセンター会員研修会を実施した。
一時預かり事業	<幼稚園型> 事業実施圏の拡大に努める。	B	保護者の要請に応じて平成29年度から公立幼稚園で事業を開始し、利用者が急増した。目標19,200人、実績27,534人
	<保育所型> 保育士の確保に努めることにより実施地区を拡大する。		実施事業圏の拡大に努めた。
延長保育事業	円滑な運営ができるよう、保育士の確保に努める。	A	円滑な運営ができるよう、保育士の確保に努めた。目標：900人、実績835人
	突発的な利用、長時間の利用等、利用形態や利用時間等、保護者のニーズに応じた利用しやすい事業運営に努める。		利用形態や利用時間等、運営者とともに保護者のニーズの対応に努めた。
病児・病後児保育事業	<病後児対応型> 事業のPR活動を推進し、利用促進を図る。	D	平成30年7月から事業を休止している。保護者のニーズに合わせた事業の実施を検討していく。目標：24人、実績：0
	<体調不良児対応型> 現行体制の継続のほか、新たに取り組む施設への支援を行う。	B	私立こども園2園で事業を実施した。目標380人、実績297人
放課後児童クラブ	施設の改修計画や余裕教室の活用等を検討し、基準適合整備を進める。	A	利用児童数は増加傾向にあり、計画の量の見込みを超過している地域については、利用児童数の推移を踏まえ、各放課後児童クラブを整備し、基準適合に努めた。目標：1,140人、実績1,160人 放課後児童クラブのない小学校区への設置が課題となっている。
実費徴収に係る補給給付を行う事業	・給食費の補助を実施。 ・教材費・行事費等の実費徴収額について必要な補助を実施。	A	計画を超える実績となった。低所得世帯への助成であり、引き続き事業の確保に努める。目標：380人、実績：517人
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新規事業者の参入状況により、本事業の導入について検討する。	B	平成27年4月から小規模保育事業4施設、家庭的保育事業3施設、平成30年4月から家庭的保育事業3施設が、それぞれ新規参入した。今後の事業の参入については、今後の児童数の推移を踏まえ検討する。計画期間中の新規参入10施設
実施施策6. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供			
質の高い幼児期の教育・保育の提供	子どもの発達段階に応じた、より質の高い学校教育・保育を提供し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う。	A	幼児教育・保育の無償化、第3子以降の保育料の無償化、幼稚園就園奨励費補助事業など子育て支援を実施した。 幼稚園・保育園・こども園のそれぞれの要領・指針に基づき、教育保育計画を作成し、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供に努めた。
	子どもの育ちの視点に立った適正な集団規模の確保に努める。		公立保育施設の再編についての基本的な方針に基づき、望ましい保育サービスの提供に努めた。
親や地域の子育て力の向上	子育てに関する相談活動や親子の集いの場の拡充等、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図る。	A	一関地区で実施しているおやこ広場事業に加え、平成27年4月に新一関保健センター内に子育て支援センターができ、ふれあいひろばをはじめ、花泉、大東、東山、室根、藤沢でも事業を展開し、子育て親子が気軽に集える場を提供した。
教育・保育機能の充実	幼稚園は幼稚園教育要領、保育園は保育所保育指針、こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領にそれぞれ準拠した。	A	園内研究会や保育実技研修講座等、保育士や幼稚園教諭等が共に研究する機会を設け、質の高い幼児教育・保育の提供に努めた。
	人事異動・交流の継続実施と幼稚園教諭と保育士の合同研修の充実。		公立幼稚園、保育園については、人事異動方針に基づく人事異動の継続実施のほか幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施し幼児教育の充実に努めた。
施設整備	地域の実情や幼稚園・保育所の状況、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮し、地域の理解を十分得た上で、施設整備に取り組む。	B	地域の実情等を考慮し、認定こども園化に向けた整備等を推進した。
認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	関係者の共通理解を図り、一貫した指導を推進。	A	教育課程等の新たなカリキュラム作成の参考とするため、接続期カリキュラムを作成し、幼稚園、保育園、こども園に周知した。また、小学校においてはスタートカリキュラムを作成することにより、幼児教育と学校教育との円滑な接続に努めた。
	教員の交流事業等を通じ、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を進める。		一関市幼小教育連絡協議会などにおいて、幼稚園・保育園・こども園・児童館、小学校などとの連携を図り、幼児教育と学校教育の充実、発展に努めた。

主要な取組	取組内容	評価	実績に対する評価
実施施策7. 放課後児童対策の充実			
施設の改修等の整備	老朽化や児童数の増加により、改修が必要となる施設について、整備計画を策定し改修等の整備を進める。	A	児童数の増加等により、改修が必要となる施設について、整備を進めた。
先進の調査・研究	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的事例、連携の事例や、放課後児童対策の先進事例の調査・研究に努める。	C	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的・連携事例や、他市の状況等を調査した。成果につなげる調査・研究を行うことが課題。
研修会の充実	研修会の充実を図り、指導員(支援員)の確保や資質の向上に努める。	A	研修会を毎年4回実施したほか、県の研修への積極的な参加を促すなど、指導員(支援員)の確保や資質の向上に努めた。
財政支援等	事業運営を行う団体等に必要な財政支援等を行う。	A	事業運営を行う団体等に必要な財政支援等を行った。

第2節 子育てを支える仕組みづくり

< 評価分類 > おおむね目標を達成できた = A ある程度推進できた = B 実施できた = C 実施したが見直しが必要 = D 未実施 = E

主要な取組	取組内容	評価	実施状況
実施施策1. 相談支援の充実			
子育て支援総合窓口	子育て支援の相談窓口を一本化と拡大により、ワンストップサービスを目指す。	A	一関保健センターの移転に合わせ、平成27年4月から「子どもセンター」として市の子育て支援機能を集約した。マイナンバーカード利用による児童手当等のオンライン申請サービスを実施した。
切れ目のない支援	乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の切れ目のない支援により、子育てに関する不安解消に努める。	A	入院等特別な事情のない乳児について全戸訪問を実施しており、支援が必要な世帯については、事業の紹介や関係機関へつなぐ等、安心して子育てができるよう支援した。
実施施策2. 経済的負担の軽減			
子育て家庭への経済的支援	妊産婦健康診査事業、妊産婦医療費助成事業、特定不妊治療助成事業等の出産準備期からの経済的負担軽減事業の実施。	A	取組内容に記載されている事業のほか、一般不妊治療に対する助成も実施しており、対象者の経済的な負担軽減を図った。
	教育・保育施設の利用負担金の軽減、第3子以降の無料化の継続実施。		教育・保育の無償化を実施した。施設の利用負担金の軽減、第3子以降の無料化の実施を継続した。
	乳幼児・小学生の医療費無料化の継続実施と、中学生までの対象拡大。		医療費無料化について、高校生まで対象を拡大した。
実施施策3. 地域で支える仕組みづくり			
地域での子育て支援力の向上	・子育て経験者、高齢者、子育てボランティア等と子育て関係機関の連携強化。 ・高齢者による子育て支援	B	放課後子ども教室、ファミリー・サポート・センターなどの実施により、子育てボランティアとの連携に努めた。
子育てサロンの支援	地域住民が主体となり、就学前の子育て家庭の育児不安の解消や参加者がふれあい、仲間づくりを行う子育てサロンの支援。	B	地域住民が主体となり、就学前の子育て家庭の育児不安の解消や参加者がふれあい、仲間づくりを行う子育てサロンを支援した。

第3節 職業生活と家庭生活との両立の推進

主要な取組	取組内容	評価	実施状況
実施施策1. 多様な就労の実現			
多様な保育ニーズへの対応	延長保育事業、一預かり事業などの子育て支援事業の充実。	A	延長保育事業、一時預かり事業などの子育て支援事業を実施した。(再掲)
事業所への周知・啓発	事業所における育児・介護休業制度、子どもの看護のための休暇制度の普及と活用しやすい職場環境づくりの促進。	C	仕事と生活の調和に関するセミナー等を開催した。積極的な活動は行わなかった。
	女性労働者の妊娠中及び出産後の適切な健康管理が図られるよう、事業所に対し国・県等の関係機関と連携し周知・啓発を行う。		国・県等の関係機関と連携し周知・啓発を行った。積極的な活動は行わなかった。
相談窓口の充実	出産や育児等で退職した女性の再就職支援のため、公共職業安定所等の関係機関と連携し、相談窓口の充実と職業情報提供を図る。	B	保育士バンク事業の実施のほか、ハローワークと連携し本庁及び千厩支所内の窓口における雇用相談の実施や女性の再就職支援のための講習等に関する情報提供を行った。
実施施策2. 仕事と子育ての両立の推進			
情報提供、相談、指導	仕事と子育ての両立に向けて、育児支援の各種制度の情報提供や、講座の開催、相談、指導に努める。	A	子育て世代包括支援センターの設置により妊娠期から子育て期にわたる総合相談及び支援を実施した。
教育委員会、保健福祉部との連携	教育委員会と保健福祉部との連携のもと、安心・安全な放課後の居場所づくりを計画的に進める。	A	放課後子ども教室と放課後児童クラブによる放課後の居場所づくりについて、まちづくり推進部と保健福祉部とで連携した。

第4節 要保護児童への対応と取り組みの推進

<評価分類> おおむね目標を達成できた=A ある程度推進できた=B 実施できた=C 実施したが見直しが必要=D 未実施=E

主要な取組	取組内容	評価	実施状況
実施施策1. 児童虐待防止等の充実			
関係機関との連絡調整緊密化	家庭児童相談室及び関係各課、児童相談所、警察、学校等の連絡調整を密に行う。	A	家庭児童相談室及び庁内関係課、児童相談所、警察、学校等の連絡調整を密に行った。
養育力向上のための研修会等の開催	家庭での養育力向上のための研修会等を開催し、保護者が親として成長することを支援。	B	児童相談所と共催して研修会を実施し、参加を促した。
児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止等	一関市要保護児童対策地域協議会の取組強化とともに、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、相談対応機能の充実、再発防止に努める。	A	家庭児童相談室における相談対応を実施したほか、一関市要保護児童対策地域協議会の実施により関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止に努めた。
里親委託の推進	家庭的な養育環境を充実するため、県と連携し、里親委託を推進。	A	県と連携し、里親説明会の実施など、里親委託を推進した。
実施施策2. ひとり親家庭等の自立支援の推進			
相談支援体制の充実、情報提供	ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実を図り、施策や支援制度についての情報提供に努める。	A	ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実を図り、施策や支援制度についての情報提供に努めた。
経済的支援等の自立支援の実施	ひとり親家庭の生活の安定のため、経済的支援等の自立支援の実施に努める。	A	ひとり親家庭の生活の安定のため、ひとり親家庭高等学校卒業試験合格支援事業や子育て支援自動車運転免許取得補助事業等の経済的支援等の自立支援の実施に努めた。
	関係機関と連携し、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業の活用を推進し、就業に必要な技能や資格習得を支援。		関係機関と連携し、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業の活用を推進し、就業に必要な技能や資格習得を支援した。
実施施策3. 障がい児施策の充実			
発達相談支援の充実	支援の必要な乳幼児を早期に発見して、適切な指導を行うとともに、発達支援相談の充実に努める。	A	H27.4新保健センター内に保健師、臨床心理士、保育士が配属された子育て支援センターができ子育て支援課と連携して、よりきめ細かな支援体制となったことにより、発達支援相談を適切に実施した。
	療育施設と連携しながら、専門スタッフによる保育所等の訪問を行い、幼稚園教諭・保育士等の障がい児の理解、資質の向上を図るとともに、支援を必要とする子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行う。		幼児期特別支援コーディネーターが中心になり、園訪問を行っている。また、保育施設の保育者を対象にスーパーバイズ事業を開催し、支援が必要な子どもが集団生活に適応するための専門的なノウハウを指導した。平成30年度からいわゆるグレーゾーンの児童について、支援の必要性を審査する仕組みを構築し、障がい児保育の対象にできるようにした。
保護者の交流の場の拡大	療育指導についての事業を充実し、保護者の交流の場の拡大に努める。	B	各種支援教室やペアレントトレーニングを開催するなかで、保護者の交流の場を確保した。
切れ目のない支援の実施	特別支援コーディネーターや保健師、その他子育て支援スタッフが連携し、乳幼児期を含め、早期から教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者を含めた学校関係者、地域の人たちが共通理解のうえ、切れ目のない支援を行う。	B	幼児期特別支援コーディネーターが中心となり、就学相談をすすめ、就学支援をするとともに、子育て支援スタッフが子育て相談に応じ、切れ目のない支援を行っている。
	一関市児童発達支援事業所(かるがも教室)をはじめとする、各種事業所と連携し、一人ひとりの希望に応じた支援を行えるよう支援ネットワークの構築に努める。		かるがも教室や児童発達支援を行う「いっすね」やその他各種事業所と連携したネットワークを構築し、事業展開した。
	一関地区障害者地域自立支援協議会と連携し、支援体制の強化を図る。		市が協議会の一員として活動し、支援体制がとれた。
	乳幼児期、学齢期、成人期と一連の切れ目のない、それぞれのライフステージに応じた支援に努める。		妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合支援に努めた。成人期との連携が課題である。

第10節 当市における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第一期計画の施策進捗評価結果を受けて、次の5つを主な課題と捉え、これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 保育施設における年度途中の待機児童の解消

3号認定（保育を必要とする0～2歳児）を中心に年度途中で待機児童が発生している状況の中、保育士等の不足により受け皿を拡大できない状況にあるため、保育士等の人材確保が急務となっています。

課題2 子どもや子育て家庭の負担軽減のための切れ目のない支援と相談体制の充実

第一期計画の施策評価において、「見直しが必要」とした事業のほか、多様化する利用者ニーズに対応するため、利便性の高い事業実施の在り方や周知の方法等を検討する必要があります。

課題3 放課後に保護者が不在となる児童の居場所づくり

核家族化の進行や母親の就労率の高まりから、放課後児童クラブや放課後子ども教室等、児童生徒の放課後の居場所の確保が必要となっています。また、指導員や支援員の確保や研修体制を強化し、物心両面で放課後児童の健全育成を図っていく必要があります。

課題4 支援を必要とする子どもとその家庭に対する各種支援制度の周知と自立に向けた支援

家庭児童相談室の相談件数が増加しており、児童虐待を未然に防止するための相談支援体制の強化が必要です。また、所得が低い傾向にあるひとり親家庭や、発達に関して支援が必要な子どもとその家族などへの適切な支援と周知が必要です。

課題5 子どもの現在と将来が生まれ育った環境に左右されることなく子どもが夢と希望をもって成長できる環境の整備

県内における子どもの貧困率は10.9%となっており、約1割程度の家庭が相対的貧困家庭と位置付けられることから、低所得世帯の子どもたちへの支援が必要です。

社会的な孤立に陥りがちな困難を抱える子どもへ支援の手が届くよう交流の機会を提供する居場所づくりの確保と地域ぐるみで子どもを育て見守る体制づくりを行うことなどにより総合的に対策を進めます。